〔様式６〕
【疾病・感染症対策課】
管理番号：40824

不利益処分の名称	特定物資の保管命令

◎法令の定め
新型インフルエンザ等対策特別措置法第 55 条第 3 項

◎処分基準の内容
新型インフルエンザ等対策特別措置法第 55 条第 3 項
　特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。